

平成 21 年度の税制改正に関する答申（抄）

〔平成 20 年 11 月〕
税制調査会

一 基本的な考え方

2. 当調査会の考え方

(2) 「中期プログラム」について

昨年の答申において当調査会は、「改革が遅れば遅れるほど、解決困難な課題が膨れあがってしまう。抜本的税制改革は、国民的合意を得て、できる限り速やかに実施に移される必要がある」と訴えた。特に、先般とりまとめられた社会保障国民会議の最終報告において改めて示されているように、高齢化の進展等により社会保障給付が経済の伸びを上回って増加していくことは明らかである。当面は景気対策を優先せざるを得ないにせよ、将来世代に負担を付け回しすることなく信頼できる社会保障制度を次世代に引き継いでいくために、増加していく年金・医療・介護等の社会保障給付や少子化対策に必要な財源を安定的に確保することは、国民の安心のために喫緊の課題である。

政府が前述の「中期プログラム」の策定を通じて、改革の道筋を明らかにすることは、基礎年金国庫負担割合を2分の1に引き上げるための所要財源を含めた国・地方を通じた社会保障の安定財源確保と、税制抜本改革の具体化に向けた第一歩として重要な意義を持つものである。当調査会としては、政府がその策定に当たり、昨年の答申における提言内容を十分に反映させるとともに、税制抜本改革の実施時期を明らかにした「中期プログラム」とすることを強く求めたい。

(3) 税制抜本改革の方向性について

当調査会は、抜本的な税制改革の方向性について昨年の答申における提言内容を確認し、その後の情勢の変化も踏まえつつ、改めて議論を行った。その結果、足下の経済金融情勢に大きな変動はあるものの、我が国経済社会をとりまく構造的な変化の中で税制が取り組むべき中期的課題には基本的に変わりがないことを確認した。経済の荒波の中でも、前述のように高齢化の進展等に伴う社会保障費の増加は着実に進み、「格差」と呼ばれる諸問題は広がりを見せている。また、世界的な金融資本市場の混乱の中で、内需主導の持続的成長を実現できるよう経済の体質転換と成長力の強化を図るとともに、成長の成果を国民生活の安心・安定に結びつけることは益々重要となっている。

したがって、当調査会としては、昨年の答申に示した各税目の中期的な改革の考え方は、その後の大きな情勢変化の中でも、揺るぎなく堅持すべきと考える。「中期プログラム」で示される税制抜本改革の全体像において、当調査会の提言内容が十分に反映されるよう、政府に要請したい。税制の抜本的な改革を進めていくに当たっては、国民の理解と信頼を得ることが不可欠である。特に、社会保障の安定財源確保については、受益（給付）と負担の関係を国民にわかりやすく示し、国民の理

解を得ながら、改革を実現していく必要がある。また、納税者番号制度について、国民の利便に資する形での効率的で円滑な導入を目指し、住民票コードや現在議論が行われている社会保障番号との関係の整理等を含め、さらなる具体化に向けた検討を深めるなど、適正・公平な課税の実現に向けて努力すべきである。

政府における「中期プログラム」を踏まえ、当調査会は、昨年の答申で示した所得・消費・資産にわたる各税目の改革の方向性について、今回の審議で多くの意見があった下記の課題等も踏まえながら、さらに議論を深めることとする。

- 社会保障の機能強化・効率化と国・地方を通じた安定財源の確保とそのあり方
- 格差問題等を踏まえた税体系における所得再分配のあり方の見直し
- 経済・社会・地域の活力に資する税体系のあり方の見直し
- 偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築
- 環境税を含む低炭素化の促進に資する税制のあり方